平成２５年（フ）第１３７号
大分市原新町11番３号　シャトーヒロ202
債務者　西村順子こと　吾　　順子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
長野県佐久市新子田892番地２　ＪＡ佐久浅間グループホーム新子田の家
債務者　小林　淑子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第６２号
広島県福山市駅家町大字近田280番地４　エクセレント202
債務者　田原　　諭
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１２１号
広島県福山市宮前町２丁目３番24号　ニューハイツモア101
債務者　大本　真嗣
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１３２号
広島県福山市鞆町後地1176番地40
債務者　門田商店こと　門田　文治
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０６号
神奈川県横須賀市浦郷町１丁目67番地　朝日プラザ田浦406
債務者　川島　春夫
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９５９号
愛知県小牧市大字小牧原新田1314番地３　グランドポリス’93　201号
債務者　織田　正幸
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６０号
愛知県小牧市大字小牧原新田1314番地３　グランドポリス’93　201号
債務者　織田　春美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７５号
名古屋市瑞穂区高田町２丁目２番地の３　アウラガーデンＡ棟202号
債務者　上田　真衣
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１５号
名古屋市昭和区安田通５丁目５番地の１　河辺ビル301号
債務者　大橋　康博
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５１号
愛知県半田市青山３丁目28番地の５　アトリエ202号
債務者　徳丸　寛之（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９４号
名古屋市千種区今池３丁目１番５号　サンライズ豊和301号
債務者　加藤　光代
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１号
青森市大字新城字平岡151番地94
債務者　山口美樹也
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
青森県むつ市柳町３丁目16番18号　工藤ハイツＤ
債務者　小濱　雄太
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９８４号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―323号　大幸東団地
債務者　東　真由美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５２号
名古屋市守山区西新12番13号
債務者　石橋　栄子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７６号
愛知県愛西市北一色町北田面171番地２　レジデンス北一色201号
債務者　田中　里美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部